

県営林作業委託実施要領

昭和 55 年 4 月 9 日 55 林第 114 号
昭和 56 年 8 月 25 日 56 林第 345 号
昭和 63 年 5 月 31 日 63 林第 419 号
平成 1 年 6 月 13 日 1 林第 415 号
平成 15 年 10 月 1 日 15 林第 677 号
平成 18 年 6 月 1 日 18 林第 233 号
平成 18 年 12 月 27 日 18 林第 666 号
平成 22 年 3 月 29 日 21 林第 223 号
平成 23 年 7 月 1 日 23 林第 257 号
令和 3 年 9 月 28 日 3 林第 235 号
令和 4 年 4 月 1 日 4 林第 32 号

最終改正 令和 5 年 7 月 1 日 5 林第 130 号

第 1 目的及び趣旨

この要領は、法令及び長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号以下「財務規則」という。)に定めるもののほか、県営林作業委託実施に関し必要な事項を定め、もって作業の適正かつ合理的な執行を図ることを目的とする。

県営林作業は委託により執行するものとし、長崎県建設工事執行規則は準用しない。

第 2 作業委託の範囲

県営林作業で委託に付し得る作業は、現場の状況に応じ下記の作業を組み合わせて実施する。

- | | | |
|--------------|--------------------|----------------|
| 1 地拵作業 | 2 植付作業 | 3 下刈手入作業 |
| 4 除伐作業 | 5 つる切、つる枯殺作業 | 6 枝打作業 |
| 7 間伐作業 | 8 林地肥培作業 | 9 防火線伐開作業 |
| 10 森林病虫害駆除作業 | 11 歩道開設手入作業 | 12 作業道開設(補修)作業 |
| 13 抜き伐り作業 | 14 その他の作業で委託に適する作業 | |

第 3 委託の相手方

指名競争入札による契約及び随意契約による作業の委託の相手方は、森林整備作業入札参加資格審査申請要領による資格を有すること。

第 4 予定価格の決定

知事又は、その委任を受けて契約を締結する者(以下「契約担任者」という。)は、作業実施現地調査書(様式第 1 号)に基づき、予算の範囲内において予定価格を決定し、予定価格調書(様式第 2 号)を作成するものとする。

ただし、随意契約をしようとする場合において当該契約の予定価格が 100 万円を超えないものは、財務規則第 106 条の 2 の規定により予定価格調書の作成を省略することができる。

第 5 契約の方法

契約の方法は、原則として地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の規定で定める競争入札によるものとし、入札参加者が 1 者の場合においても入札を執行する。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により、予定価格が財務規則第 105 条の 2 で定める額を超えない場合は随意契約できるものとし、見積書の徴取等は財務規則第 106 条によるものとする。

- 2 契約担任者は、入札又は見積参加者に作業実施現地調査書、図面及び仕様書を提示して入札(見積)書(様式第 3 号)を徴し、県営林作業委託契約書(様式第 4 号)により契約するものとする。
- 3 受託者は作業に着手するときは、現場代理人を定め契約締結後 7 日以内に現場代理人決定(変更)通知書(様式第 5 号)及び作業工程表を契約担任者に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 4 現場代理人は契約の履行に関し、作業の監督を行う職員(以下「監督員」という。)の指示に従い、作業現場の監督を行うほか、その権限に基づき当該作業に関する一切の事項を処理するものとする。また、現場代理人は作業日毎の作業日報を整理する。
- 5 標準仕様書は、別紙標準仕様書に定めるとおりとする。
- 6 委託期間は、契約日の属する年の翌年 2 月 28 日を限度とする。

第6 入札保証金

契約担任者は競争入札において、財務規則第94条の規定により保証金を徴する。

ただし、財務規則第96条の規定に該当する場合はこの限りでない。

第7 契約保証金

契約担任者は、財務規則第111条の規定により契約保証金を徴する。

ただし、財務規則第113条の規定に該当する場合はこの限りでない。

第8 監督

契約担任者は、作業を委託したときは主任監督員及び監督員を定め、契約の履行について立会わせまたは、受託者に必要な指示をさせるものとする。

なお、指示内容等を作業打合せ簿に整理するものとする。

第9 災害防止等の措置

契約担当者は、あらかじめ災害防止のための措置の必要を認めたとき及び事故等報告について受託者に指示するものとする。

第10 貸付品及び支給材料

受託者に物品を貸与または、材料を支給するときは、借用書又は受領書を徴し、必要な簿冊を整え整理するものとする。

第11 契約の変更

契約担任者は必要があると認めるときは変更内容を受託者に通知して、作業の内容、委託期間及び委託料を変更することができる。

2 前項で規定する変更は予算の範囲内において前第8で規定する作業打合せ簿により受託者に指示又は協議し、受託者の了解を得たうえで行うものとする。

第12 完了検査

契約担任者は、受託者が作業を完了したときは作業完了届（様式第6号）及び伐採木搬出予定材積管理表を提出させるものとする。

2 契約担任者は、前項の規定による作業完了届の提出があったときは、受理した日から10日以内に検査を実施するものとする。検査は造林補助事業検査基準に準じる。

なお、契約書に則した作業の完了確認は、標準地における立木の本数伐採率によるものとし、列状間伐を含む場合は伐採列及び残存列を含む1標準地規模とする。

3 前項の規定による検査の結果、委託作業が完全に実施されていない場合は、期限を定めて手直しを命じて改めて検査を行うものとする。

4 検査員は、第2項の規定による検査を実施したときは、検査調書（様式第7号）を作成する。

ただし、契約金額が100万円を超えないものは財務規則第121条第6項の規定により委託料請求書（様式第8号）の表面余白に履行確認済の旨並びに年月日を記載し、これに押印して検査調書の作成に代えることができる。

第13 完了通知

契約担任者は、作業完了と認める場合は、委託作業完了確認書により受託者に通知する。

第14 既済部分検査

契約担任者は、受託者から既済部分検査申込書（様式第9号）を受理したときは、受理した日から10日以内に、自ら検査職員に既済部分の検査を行わせ、その結果を既済部分検査結果通知書（様式第10号）により受託者に通知しなければならない。

第15 委託料の支払

契約担任者は、検査に合格したと認めたときは受託者に請求書（様式第8号）を提出させるものとする。

2 部分払

契約担任者は、受託者から部分払請求書（様式第11号）の提出があったときは、委託料相当額の10分の9以内の額で部分払をすることができる。また、部分払金を請求できる回数については、契約書に定めるものとし、回数については別紙により決定するものとする。

部分払金の額 $\leq$ 委託料相当額 $\times$ （9/10）

委託料相当額 $=A \times (C/B)$

算式の符号

A 委託料

B 設計金額

第 16 委託契約事務手続

1 起 工

作業の実施について（起工伺）

3 予定価格の決定

4 入札又は見積書の徴取

5 契約

添付書類：契約書、受託者あて通知書、入札書又は見積書、予定価格調書

6 契約書作成

7 作業完了届の提出

8 検査下命伺

9 支 払

(作業完了の場合)

支出命令書

添付書類：請求書、検査調書

(部分払の場合)

添付書類：部分払請求書、既済部分検査調書

様式第1号つづき

委託設計書

県 営 林

作 業 設 計 書

年度

市町名		作業名	
団地名 (林班)	(林班)	作業区分	

施 行 主 体	長 崎 県		
作 業 箇 所			
	職 名	氏 名	印
審 査 者			
設 計 者			

様式第1号つづき

設計書積算条件(当初)	
作 業 名	
諸経費区分	施工地域補正 :
積 算 条 件	単価地区 : 単価採用期 : 年/月/日 積算体系 : 県営林

事業費総括(全体)		
費 目	金 額	摘 要
事 業 費		
事 務 費		
作 業 費		入札に付する額 消費税相当額 + =
本 作 業 費		
付帯作業費		
県営林委託費		
作 業 雑 費		

様式第1号つづき

委託費内訳書					
名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託価格計					
消費税相当額	%				
委託費					

内 訳 書 諸経費区分: 県営林作業					
名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
県営林委託費					
直接費計					
雑 費	%				
造成価格					
消費税相当額	%				
県営林委託費					

様式第1号つづき

[illegible][illegible]

様式第1号つづき

第 号 代 価 表		作業等				〇〇当たり
名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
作業						
合 計						
〇〇当たり						

予定価格調書

委 託 番 号	第 号
作 業 委 託 名	
作 業 箇 所	市（郡） 町 地内
予 定 価 格	（入札（見積）書比較価格 ）
上記のとおり定める。 年 月 日 職氏名 印	

- 備考
1. 本書は封書にしておくこと。
 2. 本書は「秘」扱いすること。

入札（見積）書

様

所在地
商号又は名称
代表者名 印
(代理人による入札（見積）の場合は) 代理人

下記作業を受託したいので、下記金額をもって入札（見積）します。

記

¥

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市（郡） 町 地内
- 4 委託期間 日間又は 年 月 日限り

- 備考
- 1 入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。
 - 2 金額はアラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

(参考様式) (入札 (見積) 執行通知書用)

委任状

年 月 日

長崎県知事 様

委任者所在地
商号及び名称
代表者名

印

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

代理人住所
氏名

印 (注)

(委任事項)

- 1 委託番号 第 号
- 2 入札名 の入札及び見積に関する一切の権限

(注) 代理人の印鑑には、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとすること。

(参考様式) (入札 (見積) 執行通知書用)

入 札 (見 積) 用 封 筒

(表)

第	号
作業委託名	入札 (見積) 書
	氏名

(裏)

備考 封筒の大きさは標準規格長 3 を使用すること。

(参考様式)

入札執行通知書

年 月 日

様

知事
かい長

印

県営林作業の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まりください。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市(郡) 町(村) 地内
- 4 委託期間 日間 又は 年 月 日限り
- 5 現場説明会 実施しない。なお、入札にあたり現地状況を把握したい場合は、独自で現地確認を行って差し支えない。
ただし、現地確認に際し、問題が生じた場合は、調査者が責任を持って対処すること。
- 6 公表図書 当該入札に関連する公表図書は、 の縦覧室に備え付ける。
- 7 入札日時 月 日 時 分
なお、入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるの
で、事前に入札執行者へ連絡すること。
- 8 入札場所
- 9 入札保証金
 - 1 免除する。
 - 2 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - (2) 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、見積もった契約希望金額が該当する規模以上の森林整備等に係る契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件)を提出する場合。
なお、提出にあたっては、事前確認が必要なため、入札日前日までに「8. 入札場所」に提出すること。また、該当する規模とは以下のとおりとする。
 - ① 3,000 万円以上
 - ② 3,000 万円未満 1,000 万円以上
 - ③ 1,000 万円未満
- 10 入札の無効 次の各号に該当する場合は無効入札となる。なお、下記の(1)から(5)により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者がした入札。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (8) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (9) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (10) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 入札に際しての注意事項

- (1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができないこと。
- (2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。その場合、入札執行前にあつては、入札日の前日までに、入札辞退届を提出すること。また、入札執行中にあつては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札時間を厳守すること。
- (4) 入札参加者が1者の場合においても入札を執行する。
- (5) 入札回数は3回を限度とする。なお、入札不調の場合の見積合わせについては1回を限度とする。
- (6) 入札者は入札書の記載事項について訂正したときは、入札に使用した印鑑を訂正個所に押印すること。ただし、首標金額の訂正は認めない。
- (7) 県に提出した入札書は書き換え、撤回することができないので、誤算、違算、見込み違い等がないように注意すること。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は長崎県を被保険者とし前記金額以上の履行保証保険契約（定額填補）を締結すること。ただし、落札者が入札日の前日から前々年度までの内において、国（公社・公団を含む）又は地方公共団体と当該契約とその種類、規模を同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合はこの限りでない。
- (10) 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう上記の手続きを行い、契約書を提出すること。

12 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則および県営林作業委託実施要領の定めるところによる。

(参考様式)

入札執行取消通知書

年 月 日

様

知事
かい長

印

下記の作業に係る指名競争入札について、当該入札執行通知を取り消すことになりましたので、通知します。

記

入札執行通知日
作業委託名

年 月 日

(参考様式)

見積執行通知書

年 月 日

様

知事

かい長

印

作業の見積を行いますので、下記事項を留意の上、ご来庁（局）下さい。

記

- 1 委託番号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所
- 4 委託期間 日間または 年 月 日限り
- 5 見積執行の日時場所 月 日 時 分
- 6 代理見積の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 7 見積書の宛名は、契約担任者とする。
- 8 見積の意思がない場合は直ちに関係書類を返却して、その旨申し出ること。
- 9 請負決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 10 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び県営林作業委託実施要領及び県営林間伐素材生産販売事業委託要領の定めるところによる。

(参考様式) (入札 (見積) 執行通知書用)

入札 (見積) 辞退届

年 月 日

様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記について指名を受けましたが、都合により入札 (見積) を辞退します。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所
- 4 委託期間

(参考様式) (入札 (見積) 執行通知書用)

設計図書等に対する質問書

No. 1

[illegible]

※ 質問内容は、簡潔に解り易く、かつ代価表・図面等の番号も明記すること。

(総 則)

第1条 乙は別紙仕様書及び図面又は設計書及び甲の指示に従って、頭書の委託料をもって、委託期間内に作業を完了しなければならない。

(契約保証金)

第2条

※免除の場合：

甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

※納付の場合：

乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は本契約により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの（甲の書面による承諾を得た場合）及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算要領に基づき、甲が支払を予定している日の2日前（「長崎県の休日等を定める条例」に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査入力を行っているものについて、生ずるものとする。

(現場代理人)

第4条 乙は作業に着手するときは、現場代理人を定め契約締結後7日以内に現場代理人決定（変更）通知書（様式第5号）及び作業工程表を、契約担任者に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 現場代理人は契約の履行に関し、作業の監督を行う職員（以下「監督員」という。）の指示に従い、作業現場の監督を行うほか、その権限に基づき当該作業に関する一切の事項を処理するものとする。また、現場代理人は作業日毎の作業日報を整理すること。

(実施調査等)

第5条 甲は必要があると認めるときは、委託作業の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について報告を求め、調査することができる。

(作業の変更、中止等及び設計図書等の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して設計図書等を変更し、もしくは作業を一時中止し、又は打ち切る事ができる。

この場合において、甲は必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託料及び委託期間の変更方法等)

第7条 委託料及び委託期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(災害防止等)

第8条 甲は作業の実行上災害防止のため及び事故発生時に、乙に対して所要の措置を求めることができる。この場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

なお、事故報告については土木部事故報告書様式を準用するものとする。

(作業完了の届出)

第9条 乙は委託作業を完了したときは、作業完了届(様式第6号)及び甲が指示する書類等を速やかに甲に提出するものとする。

2 甲は作業完了届を受領したときは、その日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに完了検査を行い、完了と認める場合は、委託作業完了確認書(様式第1号)により乙に通知するものとする。

3 完了検査の結果、委託作業が完全に実施されていないと認められたとき、乙は、甲の指定する期間内にその指示に従い速やかに手直しをしなければならない。

前2項の規定は本項の規定による手直しについて準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項後段の補正に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による委託業務完了確認書の通知があったときは、甲に委託料請求書(様式第8号)を提出するものとする。

2 甲は前項の規定による委託料を乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(部分払)

第11条 乙は、作業の完了前に、出来高部分に相当する委託料相当額の10分の9以内の額について、部分払金を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中 回を超えることができない。

2 乙は、部分払金を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の検査を甲に申し込まなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内、乙の立会の上、前項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

4 乙は、第3項の規定による検査があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受領した日から30日以内に部分払金を支払うものとする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 第1項の委託料相当額 × 9 / 10

委託料相当額 = A × (C / B)

算式の符号

A 委託料

B 設計金額

C 検査調書に基づいて設計書より算出した既済部分に対応する金額

6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

7 乙は、部分払金をこの業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は引き渡された成果物(引渡しを要しない場合にあっては、甲が完了確認をした作業(無形目的物)をいう。以下同じ。)が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し成果物の修補、代替物の引渡し(引渡しを要しない場合にあっては、代替の作業(無形目的物)の実施をいう。)又は不足分の引渡し(引渡しを要し

ない場合にあっては、不足分の作業（無形目的物）の実施をいう。）による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定は、引き渡された成果物の契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)が甲の提供した材料の性質又は甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は引き渡された成果物に関し、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)であるときは、当該不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲に成果物を引き渡した時(引渡しを要しない場合にあっては、甲が作業の完了確認をした時)において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第13条 甲は、作業が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、作業に着手すべき期日を過ぎても作業に着手しないとき。

(2) 委託期間内に作業を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約の作業を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の作業完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第 16 条 第 14 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。
(暴力団等の排除に係る契約解除)
- 第 17 条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 22 年 9 月 13 日施行）別表 1 に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続きを要することなく、この契約を即時解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第 1 項の規定により契約が解除された場合は、乙は委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- (乙の催告による解除権)
- 第 18 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を超過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第 19 条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。
- (解除に伴う措置)
- 第 20 条 甲は、この契約が作業の完了前に解除された場合において、甲が利益を受ける可分な成果物がある場合は、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既済部分（引渡しを要しない場合にあっては、甲が利益を受けるものとして完了確認をした作業の既済部分をいう。）に相応する委託料を乙に支払わなければならない。
- 2 甲は、作業の完了時にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。
- (甲の損害賠償請求等)
- 第 21 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 委託期間内に作業を完了することができないとき。
- (2) 引き渡された成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 14 条又は第 15 条の規定により作業の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 14 条又は第 15 条の規定により作業の完了前に契約が解除されたとき。
- (2) 作業の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額を乙に請求することができるものと

する。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者におよぼした損害)

第22条 作業の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第23条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(乙の請求による委託期間の延長)

第24条 乙は、天候の不良、関連作業の調整への協力その他乙の責に帰することができない事由により委託期間内に作業を完成することができないときは、その理由を明示した書面(様式第2号)により、甲に委託期間の延長の変更を請求することができる。

(甲の請求による委託期間の短縮等)

第25条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮の変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、この契約による作業を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第27条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(指導及び監督)

第28条 甲はこの契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(費用の負担)

第29条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(協議)

第30条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

(様式第 5 号)

現場代理人決定（変更）通知書

年 月 日

長崎県知事 様

受 託 者 住 所
氏 名

下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 委託番号
2. 作業委託名
3. 作業箇所
4. 現場代理人

氏 名 （フリガナ）	生 年 月 日	備 考

作業完了届

年 月 日

様

受託者住所
氏名

下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市（郡） 町
- 4 委託料 ￥
- 5 委託期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 6 完了年月日 年 月 日

		年 月 日 作成	
完了検査調書			
委託番号	第 号		
作業委託名			
作業箇所			
受託者			
契約年月日	年 月 日		
委託料	¥		
委託期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
作業概要			
完了年月日	年 月 日		
検査年月日	年 月 日		
検査の結果	認 定	認 否	
立会者職氏名	発注者	印	
	受託者	印	
手直し整備完了年月日	年 月 日		
手直し整備を命じた 事 項			

月 日、検査命令を受けた作業について検査の結果上記のとおりである。

年 月 日

検査員職氏名

印

委託料請求書

年 月 日

契約担任者 様

受託者住所
氏名

下記のとおり委託料の支払いを請求します。

記

¥

1. 委託番号

2. 作業委託名

3. 作業箇所

4. 委託料 ¥

5. 受領済額 ¥

6. 差引今回請求額 ¥

振込口座

金融機関名		店 番	
預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

発行責任者及び担当者

発行責任者	連絡先
担当者	連絡先

※発行責任者及び担当者

- ・発行責任者…代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者任
者及び担当者
- ・発行担当者…本契約に関する事務を担当する者
- ・押印省略の場合は、「発行責任者」及び「発行担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

既濟部分検査申込書

年 月 日

様

受託者住所
氏名

下記作業の既済部分の検査を申込みます。

記

- | | | | |
|---|-------|------|-------------------|
| 1 | 委託番号 | 第 | 号 |
| 2 | 作業委託名 | | |
| 3 | 作業箇所 | 市（郡） | 町 |
| 4 | 委託料 | ¥ | |
| 5 | 委託期間 | 年 | 月 日から
年 月 日まで |
| 6 | 出来高 | 年 月 | 日現在の出来高は別紙調書のとおり。 |

(別紙)

出来高調書

区 分	委託料 (A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残 額 (A) - (B) + (C)	事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		金 額	出来高 (B) / (A)	金 額	月 日 までの出来高 ((B) + (C)) / (A)			
	円	円	%	円	%	円		

既済部分検査結果通知書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

年 月 日に申込があった作業の既済部分の検査について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市（郡） 町
- 4 委託料 ￥
- 5 委託期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 6 既済部分検査年月日 年 月 日
- 7 検査職員職氏名
- 8 出来高 %
- 9 部分払支払可能額 ￥

部分払請求書

年 月 日

様

受託者住所
氏名

下記のとおり作業の既存部分に対する委託料の支払いを請求します。

記

¥

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市（郡） 町
- 4 委託期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 委託料 ¥

振込口座

金融機関名		店 番	
預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

発行責任者及び担当者

発行責任者	連絡先
担当者	連絡先

※発行責任者及び担当者

- ・発行責任者…代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者任者及び担当者
- ・発行担当者…本契約に関する事務を担当する者
- ・押印省略の場合は、「発行責任者」及び「発行担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

(様式第 1 号) (契約書第 9 条 2 関係)

委託作業完了確認書

年 月 日

(受託者) 様

(契約担任者) 印

下記のとおり委託作業の完了を確認しました。

記

1 委託番号

2 作業委託名

3 作業箇所

4 委託料 ￥

5 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

6 完了年月日 年 月 日

7 完了検査年月日 年 月 日

8 検査職員職氏名

委託期間延長申込書

年 月 日

様

受託者 住所

氏名

下記作業について別紙理由により委託期間の延長を申込みます。

記

1 委託番号 第 号

2 作業委託名

3 作業箇所 市(郡) 町 地内

4 委託料 ¥

5 委託期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間

6 延長日数 日間

備考 1 別紙として理由書を添付すること。

2 理由書には、必要により次の事項について記載し、又は資料を添付すること。

- (1) 晴雨、荒天の日数
- (2) 作業実施日数
- (3) 休業日数
- (4) 資材、労務者の調達状況
- (5) 現在の出来高
- (6) 今後の工程
- (7) その他

伐採木搬出予定材積管理表

極積 No.	樹種	形状(直・小曲・大曲)	末口径(cm)	長さ(m)	本数	備考
小計	~~~~~			//////////		^^^^^^^^
合計						

(参考様式)

契約解除通知書

年 月 日

様

契約担任者職氏名 印

年 月 日締結した県営林作業の委託契約は、下記理由により解除します。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市(郡) 町 地内
- 4 委託料 ¥
- 5 解除の理由

備考 解除の理由には、契約書の根拠条項を明示すること。

(参考様式)

作業中止通知書

年 月 日

様

契約担任者職氏名 印

下記作業は、施工を一時中止するので通知します。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市(郡) 町 地内
- 4 中止期間 年 月 日から 約 日間
- 5 中止区間
- 6 中止の理由

(参考様式)

作業中止解除通知書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

年 月 日から作業の施工を一時中止していた下記作業については、年 月 日
作業中止を解除します。なお、下記のとおり委託期間を変更するので異議がなければ（変更）契約書を送付してください。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市（郡） 町 地内
- 4 変更委託期間 年 月 日まで

備考 委託期間の変更を要しないものについては、なお書を消すこと。

(参考様式)

作業打合せ簿

[illegible]

(内容)

処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 受理・確認 します。 ☐ その他
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理・確認 します。 ☐ その他

年月日：

担当課長等	主 任 監督員	監督員		現 場 代理人

(参考様式)

作業手直し指示書

年 月 日

様

検査職員 職氏名 印

下記作業は、検査の結果完了を認めることができないので、下記のとおり手直しを指示する。なお、手直しを完了したときは直ちに作業完了届により通知すること。

記

- 1 委託番号 第 号
- 2 作業委託名
- 3 作業箇所 市（郡） 町 地内
- 4 手直し期限 年 月 日まで
- 5 手直し内容

備考 正副2通を作成し、副本を契約担任者に提出すること。

(参考様式)

作業工程表

委託番号	
作業委託名	
作業箇所	所在県営林 団地
委託期間	年 月 日～ 年 月 日

受託者 住所
氏名

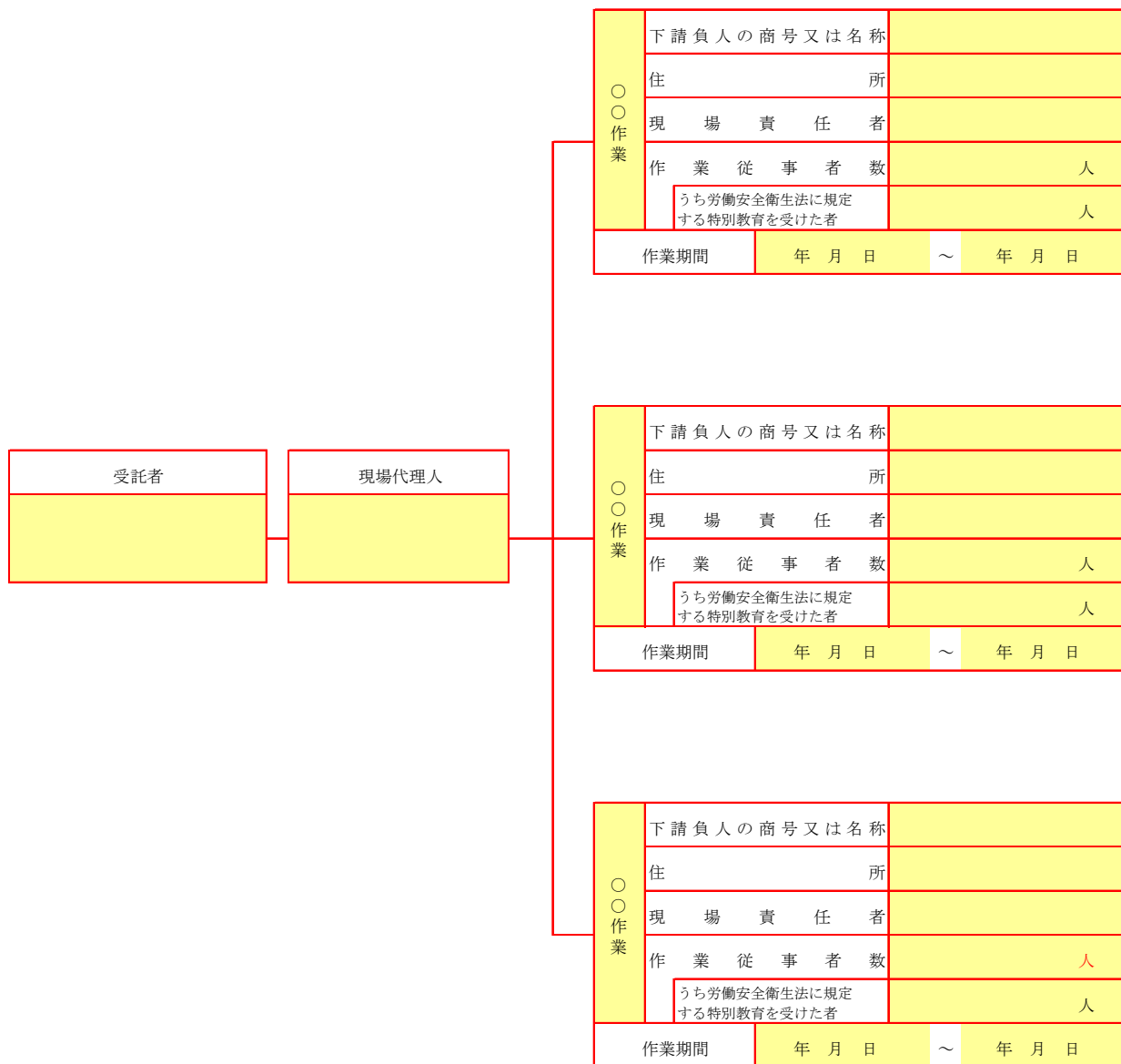
作業工種	月			月			月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬

現場代理人 職氏名

(参考様式)

県営林委託作業施工体系図

発注者名	
作業委託名	
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日



本様式は、契約書第 27 条に基づき、下請負にかかる承諾を得る場合、作業打合せ簿により提出する。

別紙

部分払の取扱い

直接作業費	部分払回数	備考
300 万円以下	行わない	
500 〃	1 回	
1,000 〃	2 回	
1,500 〃	3 回	
2,000 〃	3 回以上	作業内容、作業時期及び 作業箇所等を考慮して適 宜回数設定する

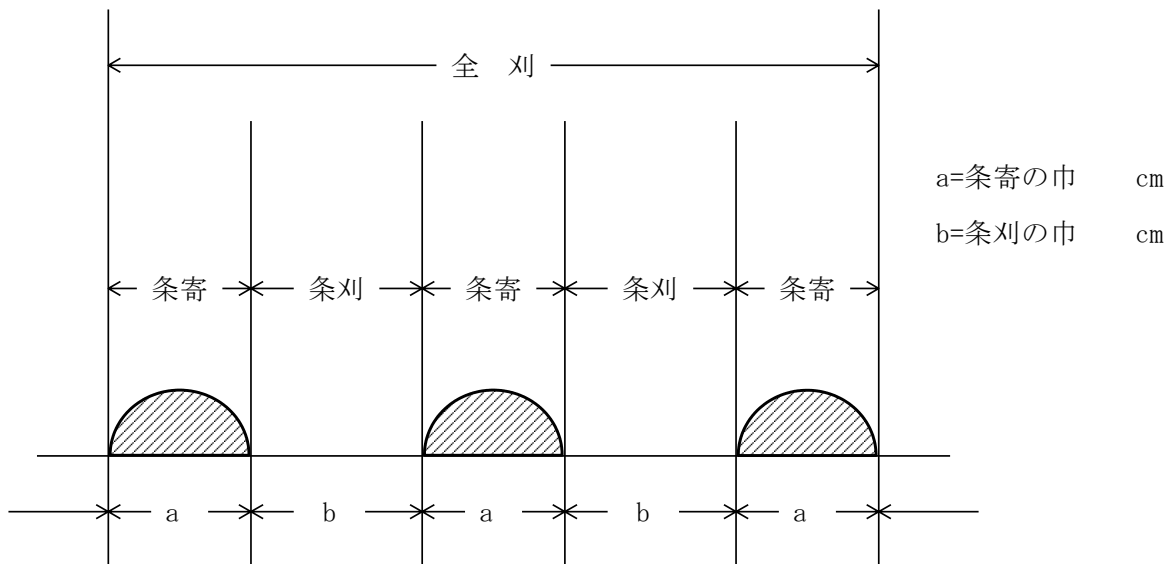
地拵作業標準仕様書

1. 地拵方法

- (1) 全刈
- (2) 全刈条寄 とする。
- (3) 条刈条寄

2. 実行方法

- (1) 前項に示した地拵方法に基づいて、予定地の雑木、柴草、シダ、つる類を地際低く刈払うこと。
- (2) 雑木並びに人工林伐跡地の場合は、幹、枝条等を適宜に切断すること。
- (3) 植付、保育作業が容易にできるよう集積、整理すること。
- (4) 傾斜や風等で崩落、散乱のおそれがある場合は、防止のために必要最小限の中断木を設けること。
- (5) 全刈条寄および条刈条寄の方法は、次のとおりとする。



新（補）植作業標準仕様書

1. 実行方法

（1）仮植方法

ア 仮植地は、造林地近くの仮植に適した土地を選び、苗木到着後直ちに作業ができるように準備しておくこと。

イ 仮植は、列状に行い 20～30 cm の深さの溝を堀り、列の間隔は 30 cm 以上とすること。

ウ 苗木は、1 本並びとし、間隔を約 5 cm とすること。根は十分かくれるように土をかけ、踏み固める。特に裏踏みは必ず実行すること。

エ 乾燥がはなはだしいときは、灌水、藁類の被覆その他乾燥を防止する措置をとること。

（2）苗木運搬

ア 苗木の運搬にあたっては、苗木袋、ポリ袋等を使用し、根を日光や風にあて乾燥させないように注意すること。

イ 造林地では、風当たりの少ない日陰に置き、状況により溝を掘って覆土する等の処置を行うこと。

（3）植付方法

ア 植穴は、石礫、落葉および根株等を除去し、根が十分伸びるように、直径、深さ共それぞれ 30 cm 以上に掘ること。

イ 苗木の根を自然に広げて土をかけ、細根の中に土をよく入れてから踏みつけ、更に覆土をしてから軽く踏みつける。

ウ 植付けた苗木の根元には、付近の落葉、枯葉等を寄集める。

エ 苗木の取扱いには、必ず苗木袋を使用し苗木の乾燥に注意すること。

（4）樹種別の植付箇所および面積、本数は、別紙図面に示すところによる。

植付の列間、苗間は

す ぎ	列 間	cm	苗 間	cm
ひのき	〃	〃	〃	〃
ま つ	〃	〃	〃	〃

とし、その位置に根株、岩石等の障害物のある場合は、その近くの活着育成ともに良好と考えられる箇所に植付けること。

2. 作業実行上に必要な貸与品および支給材料は、次のとおりとする。

品	名
品質	（規格）
数	量

下刈手入作業標準仕様書

実行方法

- (1) 地拵後に発生しているもの全部を地際低く刈払い、植栽木に被覆しないよう列間に低く片づけておくこと。ただし、条寄をした部分については、新しく伸びてきているものを刈払うこと。
- (2) 雑草木の繁茂が著しく、刈払物を列間に置いて植栽木の生育を阻害するおそれがある場合は、その生育に支障のない位置に片づけること。

除伐作業標準仕様書

実行方法

- (1) 造林地に発生している雑木、つる類および造林林木のうち不良木（二又木、被圧木、極端な根曲木等）被害木を根際より伐採する。
- (2) 除伐後の造林木残存本数は、1 h a 当り 本相当になるよう選木伐採すること。
- (3) 伐採する際、残存造林木に損害を与えないよう伐採し、造林木に被覆したり生育を阻害するおそれのある場合は、生育に支障のない列間に低く片づけておくこと。
- (4) 枝落しを必要とする場合には、枝落とし高は1.5 m程度とする。

つる切作業標準仕様書

実行方法

- (1) 造林木に巻きつき又は樹冠に登って、これを被覆、被圧し造林木の生育を阻害している、つる類全てを根から引抜くか又は地際から切断すること。
- (2) 切断又は引抜かれた地上部分は、樹幹からとりはずすこと。

つる枯殺作業標準仕様書

1. 実行方法（ラウンドアップの場合）

（1）処理量

h a 当り	L
総数	L

（2）株処理は、つるの親株又は子株にラウンドアップの原液～2倍希釈液を1株当たり1～2mL注入。

（3）処理の手順

クズなどのつる性雑草木への散布処理

使用時期	処理	希釈倍率	10 アール当たり液量	使用方法
8月～11月（降霜前）クズ等のつるの長さ2～3m以上の生育期	茎葉全面散布	50倍液	25～50L	ノズルを用いて、植栽木にかからない様にしてクズに全体へ散布する
	部分散布	6～20倍液	—	ノズルを用いて、クズの一部茎葉へ高濃度液をスポット/帯状散布する

作業実行上に必要な貸与品及び支給材料は、次のとおりとする。

品 名
品質（規格）
数 量

2. 処理後は、包装ケース等を保存し係員の確認を受けること。

注 他のつる枯殺方法による場合は、適宜仕様書を作成すること。

枝打作業標準仕様書

1. 枝打対象木

枝打対象木は、3 mまたは4 mの直材が採材できる欠点のない造林木のうちから選木し、1 h a 当たり 本とする。

2. 枝打高の基準

枝打高は次のうち、いずれかとする。ただし、それ以上の高さまで枝が枯れあがっているものは、枯枝の上までとする。

ア 元玉から3 mまたは4 mの直材が採材できる高さまで。

イ 樹高の2分の1の高さまで。

ウ 力枝の大部分を残した高さまで。

3. 枝打器具

(1) 鋸：長さ3 cm当りの歯数10枚程度のものとする。

(2) 鉋：斧：枝径がおおむね1.5 cm以下の生枝打にのみ使用する。

(3) 鎌

4. 枝の切り方

(1) 枝径3 cm以上の太枝は枝打しない。ただし、枯枝は全部切り落とすこと。

(2) 幹に傷を付けたり、皮がはがれないようにすること。

(3) 器具をよく研磨し、残枝長ができるだけ短くなるように幹に沿って平滑に切落とし、切口は、なるべく小さくすること。

(4) 枝隆が発達している枝は、幾分枝隆を残して切り落とすこと。

(5) 林縁木の生枝は枝打しないこと。

間伐作業標準仕様書

実施方法（搬出を伴わない間伐）

(1) 間伐木は主として主幹の欠損、二又木、曲り木等の不整形木、または外部から認めることのできる空洞木（部分的腐朽木を含む）及び極端な被圧木（自然死木を含む）とする。

(2) 健全な造林木に損傷を与えないように、地際より伐採し、かかり木とならないように地面に引きおろすこと。

(3) 造林地に発生しているつる類は切断して、造林木より取り外すこと。

(4) 雑木の伐採については、あらかじめ係員の指示を受けて、その指示に従うこと。

(5) 伐倒した造林木、雑木は、必要に応じて後続作業の支障とならないように玉切りし、林外に搬出ししないこと。

実施方法（搬出を伴う間伐）

(1) 伐採木は、形質不良木を除くものの中から特記仕様書など監督員が指示する対象木を林外に搬出しなければならない。

(2) 残存木に損傷を与えないよう伐採しなければならない。

(3) かかり木となった場合は、けん引具等を使用し、安全で確実な方法で倒すこと。

(4) 残存木を支障木として伐採する必要を生じたときは、県の監督員の指示を受けなければならない。

(5) 伐採点は、地ぎわとする。

(6) 裂けやすい木の伐採においては、割裂、心抜け等を生じないよう裂け止めまたは「追いつる切り」「三段切り」「芯切り」等の適切な方法を選択し、安全と品質を確保する。

(7) 受口は伐採点よりも低くし、追口は伐採点において、水平又はやや下向きに鋸を入れる。

(8) 倒方向は原則として斜面上方又は側方とし、一方向にほぼ統一して散乱させないようにする。ただし、地形、地物等の状況によって伐倒木に損傷を生じるおそれのあるときはこの限りではない。

(9) 枝払い、幹肌と一面になるように行う。

(10) 根張は削り除くこと。

(11) 玉切りは、高性能林業機械を使用する場合を除き、定規（測竿）を用いて測定し、寸切れ、引き違いを生じないよう幹軸に垂直に切断しなければならない。

(12) 延寸は実材部の材長を確保し、木口面に生じるおそれのある損傷から実材部を保護するために必

要な限度において、できるだけ短くする。

(13) 曲がり、傷及び製材後製品に残るような深い空洞等の欠点は、実材部に附着させてはならない。
これらの欠点が存在する部分は、実材部の外側に附して玉切りし、集材後に切り離すことを原則とする。

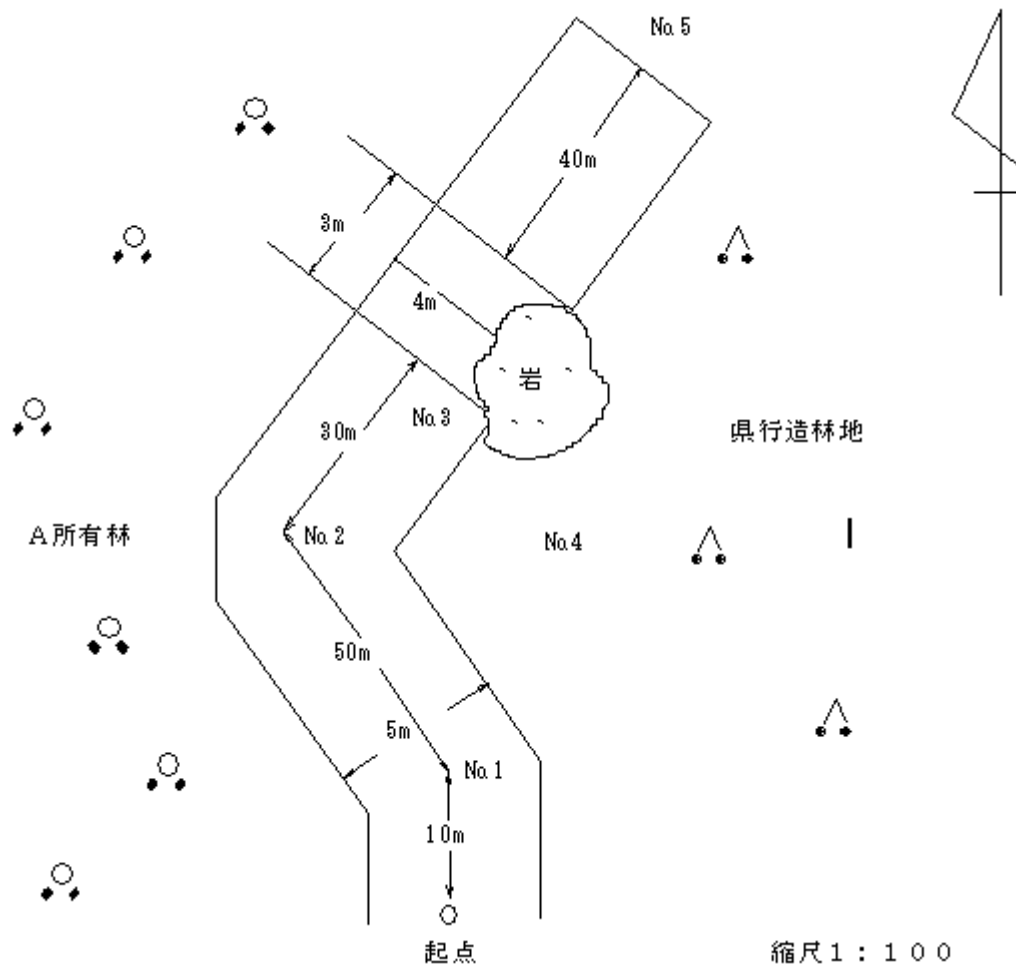
(14) 搬出木は、山土場又は搬出路まで搬出し、材を集め整頓しなければならない。

境界防火線伐開（手入）作業標準仕様書

実施方法

- (1) 実測線形図にもとづいて実施すること。（新設する場合）
- (2) 防火線敷内の雑草木は、できるだけ地際近く刈払い防火線敷外に除外すること。
- (3) 防火線を覆っている雑草、枝は切払うこと。
- (4) 造林地を実施する場合は、造林木の損傷を最小限にいくとめること。

〔実測線形図模式図〕



作業道（路）開設（補修）作業標準仕様書

実行方法

- （１）作業道（路）の配置については、別添図面に基づき開設するものとする。
- （２）施工にあたっては、設計図書に沿った切土・盛土とし、規格・構造については、トラック等が安全に運行できる線形・勾配とする。また、森林の持つ公益的機能、景観、災害の発生に十分配慮するものとする。
- （３）造林地に開設する場合は、支障木以外の造林木の損傷を最小限にいくとめること。
- （４）その他の不明な点及び現地の施工に変更を生じた場合については、あらかじめ県へ報告し県監督員の指示を受けてその指示に従うこと。